HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	消費者裁判手続特例法の共通義務確認の訴えと訴訟物
Author(s)	町村, 泰貴
Citation	北大法学論集, 65(3), 57-76
Issue Date	2014-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/57031
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol65no3_Part2.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

消費者裁判手続特例法の共通義務確認の訴えと訴訟物

町村泰貴

一．はじめに

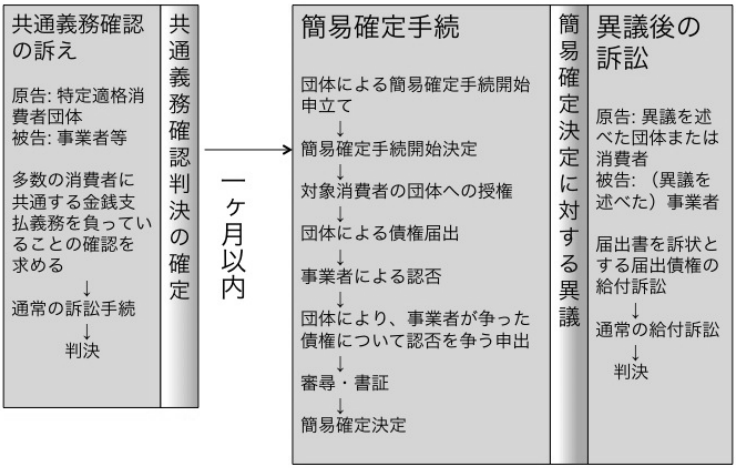
a．消費者裁判手続特例法の制定と概要

二〇一三年の暮れ、消費者の権利を擁護するための新しい訴訟手続を定めた法律が制定された。「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成二五年法律第九六号）[1]がそれであり、消費者裁判手続特例法と略される[2]。この法律は、実体的に不当な消費者取引によって多数の消費者が比較的少額の被害を被る状況、すなわち少額多数被害と呼ばれる状況において、個々の消費者が法的手段を通じて自らの損害を回復するのは困難なことから、多数の被害者の権利を団体が訴訟上行使することで、その法的救済を可能にしようとするものである。

その構造の概略を示すと、参考図のようになる[3]。

まず第一段階は通常の訴訟によるもので、共通義務確認の訴えという訴訟類型を設けている。これは法二条四号により、「消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴え」と定義されてい

二段階訴訟の概要



る。そこでは、特定適格消費者団体が、対象消費者の授権を受けることなく、独自に事業者に対して訴訟を提起する。受訴裁判所は、共通義務の確認請求に対して口頭弁論を経て、本案判決をもって判断を下す。そして上訴期間の満了または上訴審の審理判断を経て確定に至るのは通常の訴えと同様である。

第二段階は原則として通常の訴訟手続によらず、倒産手続における債権確定手続[4]に類似した構造の手続が設けられている。すなわち第一段階にて共通義務確認の認容判決または共通義務を認める訴訟上の和解もしくは請求の認諾を得た特定適格消費者団体は、その確定または成立後一ヶ月以内に、簡易確定手続の開始を申し立てなければならない。申立てを受けた裁判所が簡易確定手続開始決定を下すと、その申立団体は対象消費者から対象債権に関する授権を得て、これを取りまとめた債権届出書を裁判所に提出する。裁判所から送達を受けた相手方は、これに認否を行い、ここで認められた債権については確定し、強制執行も可能となる。

届出債権を相手方が認めなかった場合、債権届出をした団体がその認否を争えば、裁判所が審尋と書証に基づき簡易確定決定をする。この決定も、適法な異議申立てがなければ確定判決と同一の効力を有し、届出債権の支払命令の場合は強制執行も可能となる。

簡易確定決定に当事者または届出消費者が異議を申し立てた場合は、債権届出書を訴状とする訴えが簡易確定決定をした裁判所に提起されたものとみなされる。これは異議後の訴訟と呼ばれ、届出債権者自身が異議を申し立てたときは、その届出債権者が原告となり、その他の場合で異議の対象となった債権を有する消費者が団体に授権した場合は、団体が原告となる。

b. 本稿の対象

このような二段階訴訟には、その立法論的な当否もさることながら、解釈論的にも、様々な手続的問題が伏在している。例えば、共通義務確認の訴えという新たな訴訟形態を創設したが、その訴訟要件としては確認の訴えである以上、確認の利益が要求されるはずである。第一段階においては特定適格消費者団体が、消費者の授権を得ることなく、事業者に対して独自に、多数の消費者に共通の義務があることの確認を求めるので、原告・特定適格消費者団体と被告・事業者との間に通常の意味での即時確定の利益はない。そこで、法二条四号および法三条からうかがわれる多数性、共通性、支配性の要件は、共通義務確認の訴えにおける確認の利益として整理される必要がある。

また、消費者裁判手続特例法には第一段階において特定適格消費者団体が仮差押えをできることになっているが、その被保全権利の疎明の程度については若干の規定[5]がおかれているにとどまり、具体的には解釈運用に委ねられている。第一段階において裁判上の和解ができるとの規定（法一〇条）についても、その内容および効力については、解釈論が必要である。

そのような中で、本稿においては、共通義務確認の訴えの訴訟物について考えてみたい。

第一段階の訴訟を共通義務確認の訴えとしたのは消費者庁の下での法案作成段階になってからである。消費者委員会の集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書では、「共通争点の確認」という語が用いられており、その意味は争いある事実の確認なのか、それとも法的な関係の確認なのかがはっきりしていなかった。これが共通義務確認の訴えとされたのは、平成二四年に公表された「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」においてである。これによって、少なくとも事実の確認ではないことが明らかとなった[6]。

そして、法三条一項は、共通義務確認の訴えで確認を求めることができる権利の類型を五つ定め、同条二項において確認の対象とすることができない損害を除外している。すなわち、消費者契約に関して事業者が消費者に対して金銭支

払義務を負う場合で、次に掲げるものが対象となりうるとされている（法三条一項）。

(1) 契約上の債務の履行請求（一号）
(2) 不当利得にかかる請求（二号）
(3) 契約上の債務の不履行による損害賠償請求（三号）
(4) 瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求（四号）
(5) 不法行為に基づく損害賠償請求（五号）

ただし、いわゆる拡大損害や逸失利益の賠償は請求できないし、人身被害の損害賠償や慰謝料請求もできない（法三条二項）。

このうち、それぞれの権利が競合して成立するケース、すなわち請求権競合の場合にはどう扱われるのか、これが本稿での主たる問題である。

例えば、ある事業者が有名ブランドのニセモノ時計を真正品と偽り、一セット一〇万円で売り出したという場合を想定する。多数の消費者が真正品と誤認して購入し、代金支払い後に送られてきた現物を見てニセモノであることが判明したという場合、購入者は、消費者契約法四条一項一号の不実告知として、または民法九六条の詐欺として、取消権を行使し、代金の返還を求めることができる。この場合は消費者裁判手続特例法三条一項二号の不当利得返還請求権となる。また、債務不履行に基づく損害賠償として代金相当額の支払いを求めることができる。これは同条同項三号に当たる。[7] さらに、ニセモノを本物と偽って売却したのであるから、不法行為に基づく損害賠償として、やはり代金相当額の支払いを求めることができる。これは同条同項四号に当たる。

従って、この例では消費者が事業者に対して三種類の請求権を有する可能性がある。しかも、消費者の中には、取消

権を行使したことにより、不法行為に基づく損害賠償請求権に加えて取消後の不当利得返還請求権が競合して成立する者がいる一方、取消権を行使せず不法行為に基づく損害賠償請求権のみが成立する者もいる。その場合に、共通義務確認の訴えを特定適格消費者団体が提起するとしたら、その訴訟物の構成はどうなるのであろうか。この三つの請求権に対応する義務は、それぞれ別々に確認の対象となるのか、それとも包括して一つの確認対象となるのか、といった問題である。

なお、一般の給付訴訟における訴訟物の議論は、同一当事者間に請求権が競合して成立する場合を対象として考えられてきたが、共通義務確認の訴えにおいては、共通義務に対応する複数の請求権が一人の消費者に競合して成立すると同時に、他の消費者にはそのいずれかの請求権のみが成立するという場合があり得るから、より複雑となる。

そして共通義務が請求権ごとに認められるのか、請求権すべてを包括して認められるのかという考え方の具体的帰結も、複数の請求権が競合して成立する消費者といずれかの請求権しか成立しない消費者とを考慮して検討する必要がある。

二．共通義務確認の訴えにおける訴訟物の考え方

a．新訴訟物理論によった場合

新訴訟物理論とは、実体法上の請求権をそのまま訴訟物とするのではなく、訴訟法上の給付を受ける法的地位ないし受給権と再構成した概念を訴訟物とする考え方である[8]。そして請求権が競合する場面でも、一回の給付を正当化するに過ぎない場合には訴訟物としては一個であり、競合するそれぞれの実体法上の請求権は訴訟物たる地位ないし権利を根

拠付ける理由が競合して存在するに過ぎないと解する。

この考え方は、いうまでもなく給付訴訟を念頭に置いたものであるので、確認訴訟には直ちには当てはまらない。そこで、新説に立っても、共通義務確認の訴えにおいては確認対象たる実体法上の請求権に対応する義務の存否が訴訟物となることが考えられる。

しかし、この議論は確認の利益の関係上、給付訴訟により実現できる給付請求権の確認を求めることは通常許されないということを前提とする[9]。仮に給付請求権自体の確認が許される場合があるとすると、その場合は新説の論理から競合する個々の請求権ではなく包括的な受給権を確認対象と構成することも考えられる。現に債務不存在確認請求については、新説においても消極的確認対象たる権利が実体法上競合する場合にそれらを包括する地位ないし権利の不存在を訴訟物とするとの考え方も有力である[10]。

他方、共通義務確認の訴えは、多数の消費者に共通する金銭支払請求権に対応する義務を被告が負うべきことの確認を求めるものであり、個別の消費者が提起するとすれば給付の訴えとなるべき請求権の存否を対象とするものであるから、給付請求権の確認に近いものということもできる。

確認訴訟についても訴訟上の地位ないし権利として再構成されたものが訴訟物になると考える余地があるとすると、上記設例における特定適格消費者団体の共通義務確認の訴えは、被告事業者が対象消費者に対して共通して負うべき当該ニセモノ時計の売買代金相当額の返還義務（の存否）が訴訟物となり、売買契約の不実告知または詐欺に基づく取消しを理由とする不当利得返還請求権か、売買契約の債務不履行に基づく代金相当額の損害賠償請求権か、あるいは不法行為に基づく代金相当額の損害賠償請求権かは、共通義務を根拠付ける理由にすぎないものと位置づけることになる。

以下、これを受給権構成と呼ぶ[11]。

b．旧訴訟物理論によった場合

旧訴訟物理論とは、実体法上の請求権が訴訟物となるとするので、複数の請求権が競合して成立する場合においても、そのそれぞれが訴訟物を構成すると考える[12]。

これによれば、共通義務確認の訴えにおいても同様に、消費者の実体法上の請求権ごとに、これを負うべき事業者の共通義務が成立すると解するものと考えられる。従って上記設例では、不実告知ないし詐欺を理由とする取消しの意思表示に基づく不当利得請求権[13]、債務不履行に基づく損害賠償請求権、そして不法行為に基づく損害賠償請求権のいずれかに対応する売買代金相当額支払いの共通義務（の存否）という三通りの訴訟物が観念しえて、特定適格消費者団体が共通義務確認の訴えを提起する際は、そのいずれか、またはそのすべてを訴訟物として特定して請求することとなる。

以下、これを個別請求権構成と呼ぶ[14]。

三　訴訟物構成による帰結

上記のように、訴訟物理論の違いにより、受給権構成と個別請求権構成とがあり得ることが確認できた。次に、その帰結の差異を検討する。

a．簡易確定手続の対象債権

共通義務確認請求訴訟では、訴状において、「対象債権及び対象消費者の範囲を記載」し、その請求の趣旨および原因を「特定」しなければならない（法五条）。この対象債権は、簡易確定手続開始決定書における対象債権として記載され（法二〇条）、簡易確定手続申立団体による対象消費者への通知にも記載される（法二五条一項三号）。そして対象消費者が簡易確定手続申立団体に授権して団体が届け出る対象債権についても、その「請求原因については、共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものに限る」と規定されている（法三〇条二項二号）[15]。

そこで、上記の設例で例えば原告が取消しに基づく不当利得返還請求権のみを主張してこれに対応する共通義務の確認を求め、その認容判決が下された場合、受給権構成であれば、不当利得以外の法律構成による支払請求権であっても簡易確定手続での対象債権となる可能性がある。ただし、法三〇条二項二号に定められた「事実上及び法律上の原因を前提とするもの」[16]と認められるかどうかが問題となり、共通義務確認訴訟において不当利得返還請求権の事実上および法律上の原因がそれ以外の法律構成によっても前提となると認められる場合に限ることになる。

これに対して個別請求権構成であれば、取消しに基づく不当利得返還請求権以外の法律構成、すなわち債務不履行や不法行為に基づく損害賠償請求権は対象債権とはならないことになる。

なお、簡易確定手続における債権届出で特定された対象債権は、簡易確定決定に対して適法な異議が出された場合の異議後の訴訟においても、その届出書が訴状とみなされる（法五二条一項）ので、訴訟物を構成する。しかも異議後の訴訟では訴えの変更は制限されている（法五四条）ので、訴訟物の同一性がないとされる請求権を異議後の訴訟で新たに提出することはできない。

b. 共通義務確認訴訟における請求の併合形態と判決の対象

次に、共通義務確認訴訟において不当利得返還請求権、債務不履行に基づく損害賠償請求権、不法行為に基づく損害賠償請求権のいずれをも主張して訴えを提起した場合には、請求の併合としてはどう扱われ、従って判決はどのように下すのかが問題となる。

まず受給権構成によれば、訴訟物は一つで複数の法的観点が提示されているに過ぎないので、請求の併合はなく、判決も一つの共通義務確認に関して下すことになる。

ただし、前述した通り、簡易確定手続における届出債権は「請求原因については、共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものに限る」とされているので、想定される複数の法律構成に対応した事実上及び法律上の原因を理由中で認定しておく必要がある。そして、法律構成によっては認められるものと認められないものとがあり得るとすれば、共通義務確認訴訟の判決中にてその点を明確にしておく必要がある。

次に個別請求権構成によれば、訴訟物が三つ提示されていることとなるので、請求の併合形態が問題となる。旧訴訟物理論によれば、給付訴訟においては、いわゆる選択的併合として、複数の競合する請求権のいずれか一つが認容されることを解除条件として他の請求権が訴訟物とされていると構成される[17]。しかしながら、共通義務確認の訴えでは、後の簡易確定手続での届出債権および異議後の訴訟における訴訟物が共通義務確認の訴えで認められた債権と一致していなければならないので、複数の法律構成のいずれでもよいということにはならない。対象消費者の中には、いずれの法律構成でもよいという場合と、いずれかの法律構成でなければならないという場合が含まれうる。例えば、上記設例で、取消しの意思表示をした対象消費者は不当利得返還請求権も不法行為または債務不履行に基づく損害賠償請求権も

主張可能だが、取消しの意思表示をしていない対象消費者は、不当利得返還請求権を主張することはできず、不法行為に基づく損害賠償請求権または債務不履行に基づく損害賠償請求権と構成した債権を届出債権とせざるを得ない。仮に三つの訴訟物を選択的併合と解して不当利得返還請求権に対応する義務のみが認容されたならば、取消権を行使していなかった対象消費者は簡易確定手続で債権を主張できないこととなる。それでは多数の消費者の被害救済を図る本制度の趣旨に適合しないし、原告の意思にも合致しないので、複数の競合する請求権が訴訟物として提示された場合、それらは単純併合として、いずれにも認容または棄却の判決を下す必要がある。

c．必要的併合および関連請求の中止等

共通義務確認の訴えにおいては、複数の特定適格消費者団体が同一の事業者に対して同一内容の共通義務確認の訴えを提起する可能性がある。そこで、最初に共通義務確認の訴えが提起された裁判所が管轄裁判所となる旨の規定（法六条五項）を置いて、その裁判所が同項ただし書きに定められた移送をしない限り、他の裁判所の管轄権を排除し、複数の訴えが同一の裁判所に係属するように工夫している。さらに必要的併合の規定（法七条）を置き、「請求の内容及び相手方が同一」の訴えは併合審理することとしている。

これらの規定が訴訟物との関係でどのように解されるかは必ずしも明らかではない。そこで、上記の設例に関して受給権構成を採る場合と個別請求権構成を採る場合とで、その帰結を考えてみよう。

まず受給権構成を採る場合は、法律構成にかかわらず一個の共通義務が訴訟物と解されるので、法七条一項の「請求の内容及び相手方が同一」の訴えは訴訟物が同一の場合と解することができる。

これに対して個別請求権構成を採り、例えば不当利得返還請求を請求原因とする共通義務の確認を訴訟物とした場合には、別個の法律構成に基づく共通義務確認の訴えに法六条五項の適用はないと解し、従って当然には法七条の適用もないと解することがありうる。(18)

しかし、実質的に重複した訴えが別々に係属することは望ましくない。一般の民事訴訟における二重起訴禁止規定（民訴法一四二条）の解釈においても、訴訟物が同一である場合には必ずしも限らずに、主要な争点が重複する場合に適用があると解する立場(19)が有力である。法七条一項の「請求の内容及び相手方が同一」の解釈においても、個別請求権構成を採る場合に訴訟物は必ずしも同一でない複数の請求でも「請求の内容」が同一であると解することは、無理な解釈とは言えない。

なお、共通義務確認の訴えが係属している場合に、その当事者たる事業者に対して対象消費者が「当該共通義務確認訴訟の目的である請求又は防御の方法と関連する請求に係る」訴訟を提起しているときは、その訴訟手続の中止を命じることができると規定されている（法六二条）。これは例えば法三条により共通義務確認の訴えの対象とはできない損害も含めた金銭請求や、そもそも共通義務確認の訴えの対象ではない非金銭請求も含めた請求についても適用があると解される。従って共通義務確認の訴えとは法律構成の違いにより訴訟物が異なると解される場合でも、中止命令の対象となりうることになる。

d．既判力の及ぶ範囲

共通義務確認の訴えの既判力は、民事訴訟法一一四条および一一五条の適用があるほか、法九条により、「当該共通

義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び当該共通義務確認訴訟に係る対象消費者の範囲に属する第三〇条第二項第一号に規定する届出消費者に対してもその効力を有する」と規定されている。

この法規定を前提として、共通義務確認の訴えに関する訴訟物の考え方ごとに、既判力の作用を考えてみよう。

まず、受給権構成によれば比較的シンプルで、上記設例のいずれの法的構成で訴えたとしても、既判力は法的構成の別にかかわらずに及ぶことになるので、請求認容でも棄却でも同様であり、当事者以外の特定適格消費者団体の別訴は認容判決が確定すれば訴えの利益を欠き、棄却判決が確定すれば共通義務不存在との判断に拘束される。対象消費者に対しては、棄却判決の効力が及ぶことは考えられず、認容判決については簡易確定手続において授権して債権が届け出られた場合に効力が及ぶ。

ただし、前述の通り、簡易確定手続の対象債権となりうるのは、その請求原因が「共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものに限る」と規定されている（法三〇条二項二号）ため、既判力の範囲は法律構成に関わらないで及ぶとしても、債権届出ができるのは共通義務確認の訴えで認められた事実上および法律上の原因と一致する必要がある。そうだとすると、他の特定適格消費者団体に認容判決の既判力が及ぶ場合でも、同一訴訟物で別個の法律上または事実上の原因に基づく共通義務確認の訴えを提起することは、必ずしも訴えの利益が欠けるとは言い難いとも解しうる。

個別請求権構成によれば、原則として実体法上の請求権の一つに対応する共通義務の確認を求めた場合には、その範囲でしか既判力は生じない。従って、例えば不当利得返還請求権に対応する共通義務の確認を求めて認容された場合には、債務不履行や不法行為に基づく損害賠償請求権に対応する共通義務の確認に既判力は及ばず、同一の団体でも他の団体でも別に訴訟を提起できることとなる。このことは、通常の給付訴訟で請求権が競合する場合の処理としてはあり

得ない。というのも競合する一つの給付請求権に認容判決が確定すれば、これに基づいて強制執行して満足すればよいのであり、競合する他の請求権に基づいて同一の給付を求める訴えを提起することは、既判力が及ばないという以前に実益がない。ところが共通義務確認の訴えでは、多数の消費者の給付請求権に対応する共通義務を観念するので、ある請求権に対応する共通義務が確認されても、その請求権と一般的には競合する別の請求権のみしか主張できない消費者が存在する場合には、その請求権に対応する共通義務の確認をする実益があるからである。

例えば取消権行使による不当利得返還請求権に対応する共通義務の存在が確認された場合、取消権を行使した消費者は対象消費者となりうるが、これを行使しなかった、あるいは取消権の行使期間が経過したため行使できなかった消費者が、不法行為に基づく損害賠償請求権を主張できる場合には、別途不法行為に基づく損害賠償請求権に対応する共通義務の確認を求める実益がある。

これに対して例えば不当利得返還請求権に対応する共通義務の確認請求が棄却された場合は事情が異なる。一般の請求権競合の事例では、ある請求権の不存在を確定する判決の既判力は、原則として競合する他の請求権構成に及ばないが、判例によれば、他の請求権構成による再訴が信義則に反するとされる可能性がある[16]。これを応用するならば、少なくとも同一の特定適格消費者団体が、不当利得返還請求権に対応する共通義務の確認を求めて請求棄却となった場合、不法行為に基づく損害賠償請求権に対応する共通義務の確認を求めることは、前訴において不法行為に基づく主張をすることに支障がなく、むしろ不法行為構成の訴訟物もあわせて主張すべきと評価でき、また実質的にも不法行為に基づく請求権を基礎づける事実について前訴で審理がされていたと解される場合には、不当な蒸し返しであるとして後訴が却下される可能性が高い。

これと同様のことが他の特定適格消費者団体についてもいえるかどうかは、別途検討すべき問題である。前訴を提起

した特定適格消費者団体が不当利得返還請求権に対応する共通義務のみを訴訟物としていた場合に、その確定判決の効果として他の特定適格消費者団体が別訴を提起することが信義則違反になるというためには、他の団体による提訴が容易で、かつそうすべきだったと評価できることが必要と考えられるが、すでに訴訟当事者となった団体が別の法的構成に基づく請求を追加すべきだったとはいえる場合でも、その訴訟の当事者ではない団体には当該訴訟における審理内容を適時に知り得るとは限らず、ましてや審理に参加して別の法的請求に基づく請求を追加すべきだったといえる場合は少ないと思われる。そうだとすれば、他の団体による別の訴訟物による後訴が信義則により遮断されることは原則としてないと解される。

いずれにしても、共通義務確認の訴えの既判力は、同一訴訟物に関する後訴を必ずしも遮断しない。さらに簡易確定手続における債権届出については、訴訟物の枠組みよりも、法三〇条二項二号の事実上および法律上の原因が決定的な役割を果たす。既判力は訴訟物たる共通義務の存否の判断に生じるとしても、債権届出の可否は、理由中の判断と位置付けられる事実上および法律上の原因の同一性が基準となる。そのレベルの判断に判決の効力が観念されるとすれば、その性質はどのようなものか。これは訴訟物を考察対象とする本稿の枠を越えるので、他の機会に改めて論じることとしたい。

五．まとめ

以上の考察をまとめると以下のようになる。

まず、共通義務確認の訴えにおける訴訟物は、訴訟物理論の違いにより、対象消費者に複数の実体法上の請求権が成

立する可能性のある場合には、その複数の請求権のそれぞれに対応する複数の共通義務がそれぞれ訴訟物を構成すると解する立場（個別請求権構成）と複数の請求権をまとめた受給権に対応する単一の共通義務が訴訟物になると解する立場（受給権構成）があり得る。

受給権構成に立つならば、訴訟物は複数あるいずれの法律構成に基づいて主張立証して認容判決を受けても共通なので、いずれの法律構成に基づく債権であっても簡易確定手続における対象債権となりうるが、その請求原因が「共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするもの」（法三〇条二項二号）でなければならない。また共通義務確認の訴えで複数の法律構成に基づく請求権を主張した場合でも請求の併合はなく、判決の対象は一つの共通義務である。ただし、複数の法律構成で事実上および法律上の原因が重ならない場合には、そのいずれについて認めるか認めないかを認定する必要があり、そこで排斥された事実上および法律上の原因については、簡易確定手続における対象債権とはならない。法七条の必要的併合の範囲は訴訟物の範囲と一致する。法六二条の関連する訴訟は、受給権構成であっても訴訟物の枠組みを超えて適用がある。既判力の範囲も受給権構成は法律構成にかかわらず共通義務の存否に既判力が生じ、他の特定適格消費者団体による同一内容の請求は遮断される。ただし法律上または事実上の原因が異なる共通義務を主張する場合は、少なくとも訴えの利益がないとして遮断されることはない。

これに対して個別請求権構成では、訴訟物は複数の実体法上の請求権それぞれに対応する複数の共通義務ごとに観念され、ある実体法上の請求権に対応する共通義務を訴訟物とする確認請求が認容されれば、簡易確定手続ではその請求権を対象債権とすることになり、それ以外の請求権は対象債権とならない。また一つの請求権、例えば不当利得返還請求権に対応する共通義務を訴訟物としても、その根拠となる事実が不実告知や詐欺、取消権行使や解除権行使、そもそも無効などのように異なれば、簡易確定手続において共通義務確認の訴えで認められた事実を変更追加することは許さ

れないので、結局受給権構成と同様に、理由中で複数の法律上及び事実上の原因を特定し、それらすべてを認めるか認めないか判断する必要がある。共通義務確認の訴えで複数の請求権に対応する共通義務を訴訟物とした場合は、単純併合となり、いずれについても判決する。また法七条の適用は、同一訴訟物について適用されると考えられるが、競合して成立しうる他の請求権に対応する共通義務確認訴訟にも拡張して適用することも、解釈論としては成り立ちうる。法六二条についても訴訟物が同一とはいえない個別訴訟について適用がある。既判力の範囲は、原則として訴訟物が同一の請求について及ぶので、競合する請求権の一つのみに対応する共通義務確認請求が認容された場合に、他の請求権に対応する共通義務確認請求を別訴提起することは許される。これに対して棄却判決が下された場合には、既判力が及ばない他の請求権に対応する共通義務について別訴で確認を求めることは、同一の特定適格消費者団体が提訴するのであれば信義則違反とされる可能性があるが、他の団体による別訴を信義則違反と評価することは原則としてできない。

以上の対比を前提として、消費者裁判手続特例法の解釈として適合的なのは、個別請求権構成と解される。それは簡易確定手続および異議後の訴訟手続における対象消費者の請求権と共通義務確認の訴えの対象債権とが、その事実上および法律上の原因について共通していることを要求されているので、共通義務確認訴訟の既判力の範囲も対象債権と一致すると解する方が簡明に思われるからである。

しかしながら、上述の通り、個別請求権構成をとったとしても、なお訴訟物となる「共通義務」の中に複数の法律上および事実上の原因が観念できることになるので、その限りでは受給権構成と同様の問題が生じる。しかし、それでも共通争点から共通義務へと変更した立法趣旨や、紛争を実体法上の請求権よりもさらに細かく分断することによる不都合を考慮すれば、少なくとも訴訟物としては実体法上の請求権に対応する「共通義務」とすることが適切である。

訴訟物に関する考察は以上であるが、共通義務確認の訴えの判決効については、訴訟物の構成に関する理論的な立場

と別個に検討すべきことが明らかとなった。すなわち共通義務確認判決は、その既判力により債権確定手続における簡易確定ないし異議後の訴訟を拘束するものと考えられてきたが、実際は既判力の対象である実体法上の請求権よりも狭い範囲の、事実上および法律上の原因を同じくする債権というレベルで拘束力を持つ。さらにその拘束力は、「個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合」は留保されている。このように、共通義務確認判決の効力は、通常の理解による既判力よりも狭く、いわば理由中の判断のレベルで働くとも見られるのである。

このような判決効の性質はどのように理解すべきか、この点は今後の課題としたい。

（1）この法律に関しては、立法過程で公表されたものも含め、以下のような文献が参考になる。本稿では著者名と文献番号により引用する。

①加納克利・松田知丈「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案について」ＮＢＬ九八九号一六頁（二〇一二）

②千葉恵美子・長谷部由起子・鈴木将文編『集団的消費者利益の実現と法の役割』（商事法務・二〇一四）

③町村泰貴・鹿野菜穂子・小田典靖・井口尚志「［特別企画］日本版クラスアクションとは何か」法学セミナー二〇一四年五月号三四頁以下

④山本和彦「集団的消費者被害回復制度の理論的問題」松本恒雄還暦記念『民事法の現代的課題』（商事法務・二〇一二）頁以下

⑤第一東京弁護士会全期旬和会編著『Ｑ＆Ａ新しい集団訴訟』（日本加除出版・二〇一四）

⑥消費者庁消費者制度課編『一問一答消費者裁判手続特例法』（商事法務・二〇一四）

（2）本法により改正された消費者契約法一三条五項一号が採用している略称であり、本稿でも以後は、法律名としてはこの略称を用いるほか、本法からの引用は法○条とのみ記載する。

（3）消費者裁判手続特例法の立法過程およびその手続の概略については、注（1）記載の各文献参照。

（4）例えば破産法一一一条以下参照。

（5）法五六条三項には「第一項の申立てにおいては、保全すべき権利について、対象債権及び対象消費者の範囲並びに当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。」と規定されているが、その総額とはどのようにして算定されるか、可能性ある全債権額とするのか、一定の歩留まりを見込んだ額とするのかなど、議論がある。この仮差押えについては、⑥消費者庁一二二頁以下が詳しい。

（6）この間の経緯につき立案担当官は「消費者紛争における共通争点が多種多様であることを踏まえつつ、相当多数の消費者と事業者との間の法律関係を端的に捉え、判決主文をより簡明なものとする観点から構成し直した」と説明する。①加納・松田、特に一七頁参照。

（7）債務不履行であるとして、契約解除を要せずに代金相当額の賠償を求めることができるか、あるいは解除した場合には損害賠償請求権ではなく不当利得返還請求権であって法三条一項二号に該当するのではないかという問題もあるが、ここではさしあたり、債務不履行を理由に代金相当額の損害賠償請求権を取得することを想定する。

（8）訴訟物に関する文献は枚挙に暇がない。代表的なものとして、新堂幸司「『訴訟物』の再構成」同『訴訟物と争点効（上）』（有斐閣・一九八八、初出一九五八）のみを挙げる。

（9）ただし、最判平成一一年一月二一日民集五三巻一号一頁は、条件付き権利としての建物賃貸借における敷金返還請求権の存在確認を適法と認めていた。

（10）新堂・前掲（注8）書六八頁以下。そこでは消費貸借金返還債務不存在確認の訴えを提起して勝訴した者が、後に消費貸借契約無効を理由とする不当利得返還請求訴訟を提起された場合に、既判力が及ぶべきと論じられている。

（11）新訴訟物理論をとるからといって必然的に共通義務確認の訴えにおいても受給権構成をとらなければならないというものではない。そこで、新訴訟物理論ないし訴訟法説とは一応区別して、受給権構成と呼ぶこととした。

（12）さしあたり、伊藤眞『民事訴訟法［第四版］』（有斐閣・二〇一一）一九八頁以下参照。

（13）消費者契約法四条一項の不実告知を理由として取り消したか民法九六条一項の詐欺を理由に取り消したかは、適用法条が異なるので、実体法上の請求権が別異となり、訴訟物としても異なるとの考え方もあり得るが、旧訴訟物理論においても、例えば賃貸借契約の終了に基づく明渡請求権について、終了原因が期間満了か解除かによって明渡請求権が異なると

は解さない一元説が有力説とされる。倉田卓次監修『要件事実の証明責任　契約法下』（西神田編集室・一九九八）六〇二頁以下参照。これと同様に、不当利得返還請求権の根拠法条が消費者契約法か民法かによって実体法上の請求権は異ならないと解することができる。同旨、笠井正俊「消費者裁判手続特例法に基づく請求・審理・裁判等に関する手続上の諸問題」②千葉・長谷部・鈴木三六二頁以下、特に三七五頁以下。ただし、⑥消費者庁八三頁は、債権届出の場面において不実告知を理由とする取消しと詐欺取消しとが異なるものとしている。

(14) 旧訴訟物理論・実体法説の立場から必然的に個別請求権構成となるわけではない。競合する実体法上の請求権を統一的に理解する立場（新実体法説）もありうるからである。そこで、本稿では旧訴訟物理論とは一応区別して個別請求権構成と呼んでいる。

(15) なお、⑥消費者庁八三頁では、「共通する事実上及び法律上の原因を前提としない別の請求の原因を追加して主張すること（例えば、共通義務確認訴訟の判決において、個々の消費者の事情がない限り、不実告知による取消しを理由とした不当利得返還請求義務があることが確認されているという場合において、不当利得返還請求権を届け出る際に、届出書に詐欺取消しを理由とする請求原因をも付加して主張すること）は、許されません。」としている。

(16) この「事実上及び法律上の原因」という用語は、一般には共同訴訟の要件を定めた民事訴訟法三八条前段後半において用いられているが、そこでは旧法以来広く解釈してよいとされてきた。例えば上田徹一郎・井上治典編『注釈民事訴訟法(二)』（有斐閣・一九九二）二九頁以下（山本弘）。もっともそれは共同訴訟の要件が認められたとしても不都合があれば裁判所が職権で弁論を分離することができるので、幅広く認めても差支えはない場面でのことである。

(17) 伊藤・前掲書（注12）五九〇頁。

(18) ただしその場合でも法六条六項に基づき裁量移送した上で、民訴法一五二条に基づいて職権による併合をすることはありうる。

(19) 住吉博『民事訴訟論集第一巻』（法学書院・一九七八、初出一九七〇）二五五頁以下、三木浩一『民事訴訟における手続運営の理論』（有斐閣・二〇一三、初出一九九五）二六六頁以下、高橋宏志「重複訴訟の禁止」同『重点講義民事訴訟法・上（第二版補訂版）』（有斐閣・二〇一三）一二三頁以下など。

(20) その代表例として最判昭和五一年九月三〇日民集三〇巻八号七九九頁。